

審議会等における書面による審議等の概要

1 審議会等の名称	令和8年度第1回八千代市特別支援連携協議会
2 書面による審議等の理由	八千代市審議会等の会議の公開に関する要領 第4条第2号及び第5号に該当 (理由)・個人に関する事項であり、個人の権利利益を害するおそれがある。 ・公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。
3 審議等の期間	令和8年7月16日 ～ 令和8年8月19日
4 議 題	1 令和7年度の取り組みについて 2 令和8年度の課題について
5 委員からの意見等	非公開
6 審議等の結果	賛成者多数により事務局（案）のとおり決定